

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書

我が国の犯罪情勢は、厳しさを増しています。平成十三年の全国刑法犯認知件数は、二百七十三万五千六百十二件と戦後最高を記録し、過去十年間で約百万件の増加となっています。とりわけ刑法犯の九割近くを占める窃盗犯の増加が著しく、過去十年間で路上強盗とひったくりの件数は、それぞれ四・五倍、三・六倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っています。また、来日外国人による凶悪犯や組織窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向が見られます。少年非行においては、凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は七割を超えるなど少年非行も深刻化しています。

治安の維持は、国民にとって最大の社会福祉です。犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を最早、放置することはできません。

よって、江戸川区議会は、政府及び東京都に対し、治安の回復を目指し、関係機関が一体となって左記の事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

- 一 来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強化すること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。
- 二 警察官を増員し、人口と比較して警察官の少ない地域及び犯罪多発地域へ重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察業務の一部民間委託により交番、駐在所の整備充実を期すこと。
- 三 警備会社等を活用し、地域パトロール等を強化すること。防犯効果の高い地域コミュニティ形成について、国民への意識啓発を進めること。
- 四 留置場、拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。
- 五 犯罪防止の立場から毅然たる入国管理体制を確立すること。
- 六 青少年の健全育成のための推進とあわせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発、凶悪化に発展する傾向を重視し、少年非行防止対策、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十月二十二日

江戸川区議会議長 八 武 崎 一 郎

内閣総理大臣・法務大臣・国家公安委員会委員長
東京都知事・東京都公安委員会委員長 あて